

参考資料

- ① こども性暴力防止法チラシ(こども家庭庁) 1
- ② 「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの事前取得について(依頼)」
(令和8年2月6日付け岡山県指導監査課事務連絡) 7
- ③ 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて
(令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課) 11
- ④ 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について
(平成31年2月28日付け障発0228第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 15
- ⑤ 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2月28日付け障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 21
- ⑥ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について
(平成31年2月28日付け障発0228第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 30
- ⑦ 児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて
(令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課) 32
- ⑧ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について(令和6年5月17日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課) 39
- ⑨ 保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について
(令和4年12月26日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課) 45
- ⑩ 障害児支援における安全管理について
(令和6年7月4日付けこ支障第169号こども家庭庁支援局長通知) 53
- ⑪ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
(令和6年8月9日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課) 62

「こども

2026年
12月25日
施行予定



性暴力防止法」

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。

こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。

性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象

・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など

認定対象

・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など



認定を受けた事業者は

こども家庭庁が
ウェブサイトを通じて公表

認定事業者マークを表示可能

こどもたちを性暴力から守るための取組

✓ 事業者において日頃から取り組むこと

性暴力を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えます。

- ・こどもの心身の状況の日常観察
- ・子どもへの面談・アンケート
- ・相談窓口の設置・周知
- ・従事者への研修
- など



✓ 性暴力の疑いがある場合に取り組むこと

性暴力の疑いが生じた場合は、こどもの安全を守るとともに、調査などを行い、具体的な対策につなげます。

- ・こどもの保護・支援
- ・調査などの実施
- など



✓ 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

こどもと接する業務に就く人に特定性犯罪の前科がないかを確認します。

特定性犯罪の例 ※成人に対する性犯罪を含む

不同意わいせつ



痴漢



盗撮



など

対象業務 勤務形態に関わらず、教員や保育士など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象となります。

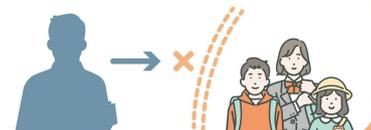
必ず対象となる業務

学校 教員、スクールカウンセラー、部活動指導員
保育所 園長、保育士 など

実態を踏まえて対象とするか判断する業務

・事務職員 ・スクールバス運転手
・警備員 など

事業者は、こどもに対して性暴力などを行うおそれがあると判断する場合
こどもと接する業務に就かせないなどの対応



教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point

3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



- 学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



認定対象



- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など



対象事業

対象業務

- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など



- 保育従事者
- 子育て支援員研修等受講者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ✓ 就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと
 - ✓ 採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

令和7(2025)年度

令和8(2026)年度

年内～年明け

12月

ガイドライン
策定

アカウント登録
開始(予定)

法施行

いまから着手が必要なこと

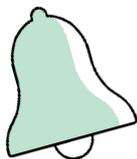
就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いしますことになります。



※1 令和8(2026)年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



こどもに接する現場で働く皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行



こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1 こどもに接する現場で働く方は、
性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2 性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、
こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。
学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園 
- ・児童福祉施設 など

- ・認可外保育施設 
- ・放課後児童クラブ 
- ・学習塾、スポーツクラブ など

対象業務

- ・教員 
- ・保育士
- ・児童指導員 など

- ・保育従事者 
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など 

対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、子どもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



子どもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**子どもに接する業務に就くことができません。**

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

子ども性暴力防止法

検索 🔍



事務連絡
令和8年2月6日

指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設
指定発達支援医療機関 施設長・管理者 様

岡山県子ども・福祉部指導監査課

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なとなる
GビズIDの事前取得について（依頼）

岡山県行政につきまして、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が、令和8年12月25日から施行されます。

法が施行されると、対象事業者においては、犯罪事実確認などの措置が義務化され、法に基づく全ての事務手続は、こども家庭庁が開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」を通じて行うこととなります。

こども家庭庁は、本年4月から施行日までの間に、システムへの一括登録及び各事業者アカウントの発行を行う予定としておりますが、システムへの登録にあたり、なりすまし防止等の情報セキュリティの確保等のため、GビズID（プライム）の取得が法人単位で必要となっておりますので、以下（1）の対象施設・事業所の施設長・管理者様におかれましては、以下記載の内容をご確認いただき、速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

（1）対象となる施設・事業所（障害児関係）

- ・指定障害児通所支援事業所
- ・指定障害児入所施設
- ・指定発達支援医療機関

（2）施設・事業所にしていただきたいこと

施設・事業所の設置者（指定管理による場合は、指定管理事業者）に対し、以下（3）で示す申請方法により、速やかに（遅くとも令和8年4月までに）GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

※GビズID（プライム）は、法人代表者のアカウントです。そのため、施設・事業所ごとではなく、その設置者である法人等の代表者（組織の長である理事

長や代表取締役など)のみが取得できます。

(3) GビズID (プライム) の申請方法

GビズID (プライム) の取得申請の方法については、デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。

<GビズID (プライム) 取得申請サイト>

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

<GビズID (プライム) 法人代表者向けご利用ガイド>

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_corporation.pdf

(4) GビズID (メンバー (第一管理者)) の取得について

GビズID (プライム) は、(2) のとおり、組織の代表者のみが取得することができますが、代表者以外の実務担当者も各種手続を行うことができるよう、子アカウントとして、GビズID (メンバー) と呼ばれる仕組みもあります。GビズID (メンバー) には、GビズID (プライム) と同等の権限を付与することが可能であり、当該権限を付与されたGビズID (メンバー) は、第一管理者と呼ばれます。

こども性暴力防止法のシステムの初回ログインに当たっては、施設・事業所から所轄庁を通じてこども家庭庁に登録されるGビズIDの所有者のみがログインできることとなりますが、GビズID (プライム) 及びGビズID (メンバー (第一管理者)) の所有者であれば、いずれもログインすることができます。

ログイン後は、GビズID (プライム) 及びGビズID (メンバー (第一管理者)) の所有者は、犯罪事実確認書の交付申請等の各種手続を担う組織の担当者に対し、システムを通じて権限の設定ができます。

GビズID (プライム) の所有者は組織の代表者ですが、他の業務との兼ね合いから、代表者自身はシステムのアカウント発行や権限設定などの実務的な作業を担うことが難しい可能性が考えられます。そのため、必要に応じて、GビズID (メンバー (第一管理者)) を取得してください。

なお、GビズID (メンバー (第一管理者)) は、GビズID (プライム) の所有者がGビズIDのマイページにログインした後、GビズID (メンバー) を作成した上で、当該アカウントに第一管理者の権限を付与することで作成することができます。作成方法は次のマニュアルをご確認ください。

<GビズID (メンバー (第一管理者)) ご利用ガイド>

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

(5) システムの利用に向けた今後の流れ

施設・事業所の設置者

① GビズID (プライム) の取得 (令和8年4月末頃まで)

・施設・事業所の設置者は、デジタル庁にGビズID (プライム) の発行を申請する。

・GビズID (プライム) の取得後、必要に応じてGビズID (メンバー (第一管理者)) を登録する。GビズID (プライム) 又はGビズID (メンバー (第一管理者)) を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続きを行う。

・施設・事業所の設置者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID (プライム) (必要に応じてGビズID (メンバー (第一管理者))) の情報 (氏名とメールアドレス) を共有する。

施設・事業所

② 事業者情報の登録 (令和8年4月～6月：約3か月)

・施設・事業所は、施設・事業所の設置者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁 (岡山市・倉敷市所在の施設・事業所は各市、それ以外の市町村所在の施設・事業所は県) へ登録する。

所轄庁

③ 事業者情報の確認・とりまとめ・提出 (令和8年5月～7月末)

・登録された事業者情報に不備がないかの確認を行う。

・登録された情報をとりまとめ、こども家庭庁に提出する。

所轄庁/施設・事業所の設置者/施設・事業所

④ こども家庭庁からの問い合わせへの対応 (令和8年8月～10月末)

・こども家庭庁から登録された事業者情報に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせの内容を確認し、回答する。

施設・事業所の設置者

⑤ 権限設定準備 (令和8年11月～12月上旬)

・システムで設定されている権限 (全ての権限/犯歴の確認ができる権限/権限の設定ができる権限/事務のみができる権限等) を、いずれの従事者に設定するかを検討する。

施設・事業所の設置者

⑥ 権限設定 (令和8年12月中旬にシステム暫定稼働)

・こども家庭庁から②で登録したGビズID (プライム) 及びGビズID

(メンバー(第一管理者))のメールアドレス宛に、システムのログイン先情報が通知される。

・施設・事業所の設置者は、GビズID(プライム)又はGビズID(メンバー(第一管理者))を用いて、システムにログインし、権限の設定を行う。

施設・事業所の設置者(令和8年12月25日～)

⑦ 犯罪事実確認の申請

・施行日以降、システムを通じて、犯罪事実確認の申請等を行う。

※こども家庭庁が①から⑦までの手続により取得する個人情報は、システムのアカウント登録に使用します。

(6) GビズIDに関するお問い合わせ先

・メールでのお問い合わせ

GビズIDウェブサイト(ご意見・お問合せ)

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・電話でのお問い合わせ

0570-023-797【受付時間】9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)

事務連絡
令和6年7月4日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕
児童支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・ 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと
- ・ 指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと

とされたところです。

これに伴い、自己評価等の具体的な手順、評価項目及び参考様式等を整理し、「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」を作成しましたので、お示しいたします。

また、指定保育所等訪問支援事業所が訪問先施設に対し、保育所等訪問支援における評価制度を説明するに当たっての説明資料も作成しましたので、各事業所においてご活用いただきますようお願いします。

なお、指定保育所等訪問支援事業所においては、令和7年4月1日以降、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価及びこれらの評価を受けて図った改善の内容を公表していない場合には、未公表減算が適用されることとなるため、ご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただくようお願いします。

なお、本年度、既に自己評価、保護者評価及び訪問先評価を実施している場合

においては、改めての実施を求めるものではありませんが、本事務連絡でお示しする取組内容等を十分ご理解いただき、日頃の業務の見直しや改善・充実に向けた取組に努めていただきますようお願いいたします。

【送付資料】

別添 「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」

参考様式1 児童発達支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

参考様式2 放課後等デイサービス関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

参考様式3 保育所等訪問支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 訪問先施設向け評価実施シート」
- 「(別紙4) 自己評価総括表」
- 「(別紙5) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙6) 訪問施設先評価集計シート」
- 「(別紙7) 事業者用自己評価シート」



○ 日々の支援等への反映 等

○ 以下の観点で、事業所全体で改善・充実に向けた方策等の検討を行う

- 改善等に向けた今後の見通しの明確化
- 改善等に向けた具体的な方策の検討
- 役割分担や体制等の見直し 等

全従業員による共通理解の下で取組を行うことが重要

○ 保護者（客観的視点による）評価の実施
○ 従業員による自己評価の実施

○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己評価を実施

○ 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う

- 事業所の強み（さらに強化・充実に図るべき点等）
- 事業所の弱み（課題・改善すべき点等）

特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや理念や方針の再確認を含めた整理を行う

手順

ステップ①

○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。
○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

保護者等による評価の実施

○ 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価を手エックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。
○ 従業員評価は、できる限り全従業員から提出を求めることが望ましい。

従業員による評価の実施

13

※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業員評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

ステップ②

○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業員による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。
○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのうち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。
○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見えてニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）

改善・充実に向けた検討

○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的な取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

ステップ④

自己評価結果等の公表

○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていきながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

ステップ⑤

支援の改善に向けた取組等

○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

○ 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**

- ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
 - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
 - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容及び改善内容については、概ね1年に1回以上保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネット等により公表**することを要する。

評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業員への評価も同時に実施

① 保護者及び訪問先施設による評価

・ アンケート調査を実施

② 事業所全体での自己評価

- ・ 各評価の結果を踏まえて、事業所全体で課題の分析等を実施
- ・ 評価の結果を踏まえて、事業所の「強み」や「弱み」について分析

③ 改善・充実に向けた取組

- ・ 分析結果を踏まえて、今後の改善・充実に向けた具体的な取組を検討
- ・ 評価及び分析結果等を公表

府子本第 189 号
30 文科初第 1616 号
子発 0228 第 2 号
障発 0228 第 2 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

（5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考え必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号
30 文科初第 1618 号
子発 0228 第 3 号
障発 0228 第 3 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第13条の4の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治40年法律第45号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

障障発 0228 第 1 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を發出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれては管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添

えます。

記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

以上

事 務 連 絡
令和6年7月4日

各 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における
支援プログラムの作成・公表の手引きについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）の作成及び公表が求められております（令和7年4月1日以降に、公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されます）。

これに伴い、「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を作成いたしましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、貴管内の市町村及び事業者にご周知をお願いいたします。

児童発達支援等における
支援プログラムの作成及び公表の手引き

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

3. 支援プログラムの作成における留意点について

- ・ 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- ・ 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成すること。
 - ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
 - ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割。
- ・ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

4. 支援プログラムの記載項目について

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料1において、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことでも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンのイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組
- ⑫ 主な行事等

以上①～⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加えて、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和6年5月17日子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日
作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念
法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針
事業所における支援方針を記載すること。

⑤ 営業時間

事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。

⑥ 送迎実施の有無

送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性

支援内容と5領域を関連付けて記載すること。

なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。

(例)

- ・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法
- ・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法

⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容

事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。

⑨ 移行支援の内容

事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。

なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭においたものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や育ちの場の充実に向けた取組、地域とつながりながら日常生活を送るための取組(地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。

⑩ 地域支援・地域連携の内容

事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。

なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施している場合には、その取組についても記載をすること。

⑪ 職員の質の向上に資する取組

事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。

⑫ 主な行事等

事業所において実施している主な行事等について記載すること。

なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれない。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

営業時間			送迎実施の有無	
法人理念				
支援方針				
支援内容				
対象児	I	II	III	
項目	0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	
本人支援	健康・生活			
	運動・感覚			
	認知・行動			
	言語 コミュニケーション			
	人間関係・社会性			
地域支援・地域連携 (地域交流・園外活動)				
移行支援				
家族支援				
職員の質の向上				
主な行事等				

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

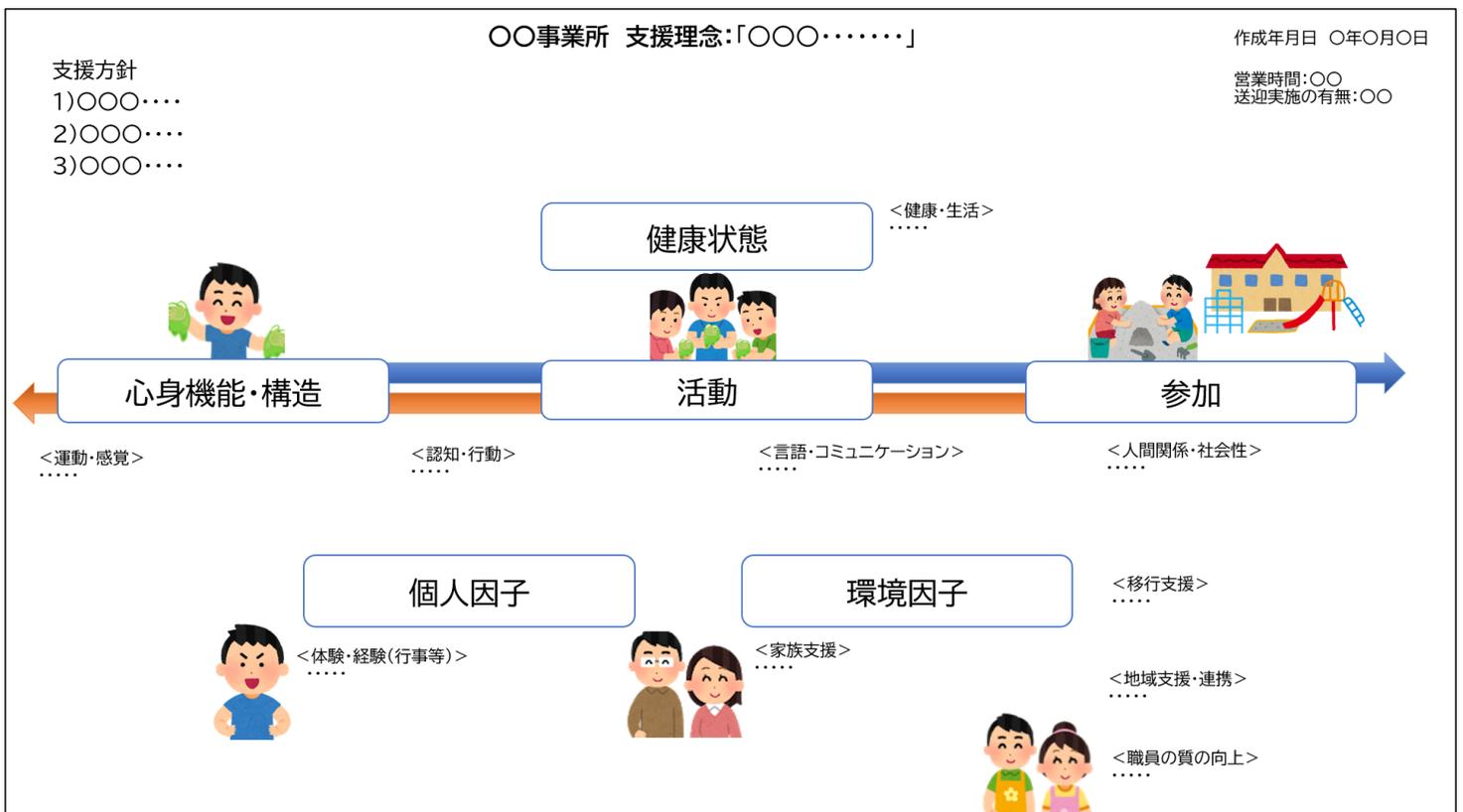
作成日 〇年〇月〇日

法人理念		
支援方針		
営業時間	送迎実施の有無	
プログラム	支援内容(5領域)	
朝の会		
リズム		
散歩		
サーキット		
アート		
給食		
家族支援		
移行支援		
地域支援・地域連携		
職員の質の向上		
主な行事等		

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載する方法も考えられる。



事務連絡
令和6年5月17日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「運営基準」という。）において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。）の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととしたところです。あわせて、支援については、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められることになり、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日発出事務連絡）において、参考様式等をお示したところです。

本事務連絡では、本改定の内容を踏まえて作成いただく個別支援計画について、記載のポイント及び参考記載例をお示いたします。これらの記載のポイントや参考記載例は、発達支援の4つの支援内容（「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」）の具体例や、「本人支援」と5領域との関連性の明確化、さらにインクルージョンの観点を盛り込み、モデル例として示すものであり、実際の作成に当たっては、こどもと家族に必要と考えられる支援について十分に検討し作成されるようお願いいたします。

都道府県等におかれましては、御了知の上、市町村及び管内の事業所に周知をお願いいたします。

(別添資料)

- 別紙1 個別支援計画の記載のポイント
- 別紙2 個別支援計画の記載のポイント 参考様式版
- 別紙3 個別支援計画（参考記載例）

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）で構成されるプロセス）により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。
この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

【各記載項目の留意点】

<利用児及び家族の生活に対する意向>

- こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。

<総合的な支援の方針>

- 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
 - ・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割
 - ・ 支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点
 - ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点
 - ・ こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点

<長期目標>

- 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

<短期目標>

- 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

<支援目標及び具体的な支援内容等>

- こどもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

<項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性を含めて記載する。
- 5領域との関連性については、5つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせ利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

◎家族支援

- こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

【家族支援の例】

- ・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施
- ・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・ レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- ・ 保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）
- ・ きょうだいへの相談援助等の支援
- ・ 子育てや障害等に関する情報提供 等

◎移行支援

- インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。

【移行支援の例】

- ・ 保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- ・ 具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

達支援（※）

- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援（※）
 - ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等についての情報共有や支援内容等（例：得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミング、コミュニケーション手段等）の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
 - ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等
- （※）移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分けることなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。
- 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。

【地域支援・地域連携の例】

- ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組（※）
 - ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
 - ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
 - ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組 等
- （※）移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

<支援目標>

- 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

<支援内容>

- 支援目標（具体的な到達目標）で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

<達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが行われているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

<担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

<留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

<優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

事務連絡
令和4年12月26日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について

令和4年11月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第10条の規定により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員（以下「特有の設備・専従の人員」という。）については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされております。

この規定に基づき、例えば、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児とともに、「特有の設備」である当該保育所等の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっております。

今般、こうした点について、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（令和3年12月取りまとめ）における議論も踏まえ、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、改正省令第一条及び第五条の規定により、上記規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとしました。

同様に、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条等において、児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定

が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、同条等について、改正省令第三条の規定により、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとしました。

つきましては、具体的な留意事項等について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれては貴管内の保育所等に対して、各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課におかれては貴管内の児童発達支援事業所等に対して、当該内容を十分御了知の上、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

記

1. 実施に当たっての具体的な留意事項等

①児童発達支援事業所等との併設・交流について

(1) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること（例：保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）
- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。）

(2) また、改正省令により、例えば、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること
- ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の

時間が十分に確保されるように留意すること

- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること
- ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと
- ・ 交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等の内容についても理解することが重要であること

②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

- 保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①（１）で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支え無い。

- なお、上記①、②を踏まえ、保育所等とその併設先となる児童発達支援事業所等及び上記の児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は別紙の参考①、②のとおりであるので留意すること。

2. その他

①運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、保育所において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における保育所への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、保育所に対しては元々の利用児童数分のみを算定すること。

②施設整備等に係る財産処分との関係について

保育所等と社会福祉施設等の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備

された保育所等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるが、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合には一時使用に該当する場合には手続が不要となるため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）1（4）で示した取扱いも踏まえ適切な手続を行うこと。

③多様な社会参加の支援に向けた保育所等の活用等について

今回の改正省令と関連する取組として、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）において、空きスペースを活用し、本来の業務に支障の無い範囲であれば積極的な事業の実施が可能である旨お示ししているところであり、当該通知に沿って、引き続き、保育所等の地域資源を活用し、こども食堂の実施等、多様な社会参加への支援に向けた取組を進めていただきたい。

また、保育所等の多機能化や他の機関との連携に関しては、②でお示した社会福祉施設等以外にも、放課後児童クラブ、利用者支援事業等の施設等との併設・交流も考えられるが、その際に共用・兼務が可能となる設備・人員の考え方については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において既にお示ししているところであり、当該ガイドラインに沿って取組を進めていただきたい。

以上

○本件についての問合せ先

<保育所等に関する事>

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

<児童発達支援事業所等に関する事>

厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

【参考①：保育所等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、保育所等と社会福祉施設等（児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。）並びに1②に掲げる一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。以下同じ。）が併設されている場合において、社会福祉施設等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる保育所等に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場</u> ・ <u>保育室・遊戯室</u> ・ 医務室 ・ 調理室 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (A・B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場</u> ・ <u>保育室・遊戯室</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
小規模保育事業 (C型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭的保育者</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児室・ほふく室</u> ・ <u>屋外遊技場、</u> ・ <u>保育室・遊戯室</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭的保育者</u> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児の保育を行う専用の部屋</u> ・ <u>屋外における遊戯等に適した広さの庭</u> ・ 調理設備 ・ 便所 ・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備
事業所内保育事業	※定員 20 名以上：保育所の基準と同様 ※定員 19 名以下：小規模保育事業（A・B型）と同様	

【参考②：社会福祉施設等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、社会福祉施設等において、保育所等との併設・交流に当たり、保育所等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる各施設に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備	留意事項
児童発達支援	<p>【児童発達支援センター（福祉型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医 ・ <u>児童指導員</u>又は<u>保育士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 栄養士 ・ 調理員 ・ 児童発達支援管理責任者 	<p>【児童発達支援センター（福祉型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>遊戯室</u> ・ <u>屋外遊技場、医務室、相談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ <u>静養室</u> ・ <u>聴力検査室</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記1①に記載の具体的な留意事項等を踏まえること。
	<p>【児童発達支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童指導員</u>又は<u>保育士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 児童発達支援管理責任者 	<p>【児童発達支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u> ・ <u>訓練に必要な機械器具等</u> ・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u> 	
医療型児童発達支援	<p>【児童発達支援センター（医療型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育士</u> ・ <u>児童指導員</u> ・ <u>理学療法士</u>又は<u>作業療法士</u> ・ 機能訓練担当職員 ・ 看護職員 ・ 児童発達支援管理責任者 	<p>【児童発達支援センター（医療型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導訓練室</u> ・ <u>屋外訓練場</u> ・ <u>相談室</u> ・ <u>調理室</u> ・ <u>浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u> ・ <u>消化設備その他</u> 	

		<p><u>非常災害に際して必要な設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療法に規定する診療所に必要とされる設備</u> 	
一時預かり事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育従事者（保育所に準じ、子どもの人数に応じた数）</u> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児を処遇する者</u> 	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>必要な設備（保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く））</u> ※ <u>食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備</u> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施場所で兼務が可能な人員</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育従事者について、一体的に行う保育所の職員による支援を受けることができ、当該職員が保育士である場合に兼務可能。</u>
病児保育事業	<p>【病児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> <p>【病後児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>病後児の看護を担当する看護師等</u> ・ <u>保育士</u> <p>【体調不良児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>看護師等</u> 		
地域子育て支援拠点事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である2名を除く。）</u> <p>【経過措置（小規模型指定施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者（専任である1</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>適当な設備</u> ・ <u>授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</u> 	

	<p>名を除く。)</p> <p>【連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である1名を除く。） 		
--	---	--	--

こ支障第169号
令和6年7月4日

各
〔都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市〕
障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

障害児支援における安全管理について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害児通所支援事業所や障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）における安全の確保に関する取組については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)において、都道府県が条例で定めることとされている指定通所支援の事業及び運営に関する基準並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（府令）に従わなければならないこととされており、国が定める基準（府令）（※1）において、こどもの安全の確保を図るため、安全計画の策定が義務付けられているところです。

また、事故発生時には、速やかに、都道府県、市町村（障害児通所支援事業所のみ）、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされています。

さらに、今般、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」において、「障害児支援における安全管理に関するガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という。）が策定されました。

障害児支援における安全の確保に関する取組については、既に、「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）や「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）等において示しておりましたが、今般、改めて、安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応について、下記のとおり整理するとともに、ガイドライン（案）を踏まえ「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定しました。

ガイドラインにおいては、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意点や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等を盛り込んでおり、これを各事業所等における安全管理対策の参考としていただくよう、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所等に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本調査研究の報告書において、「障害児入所施設・障害児通所支援事業所においても、教育・保育施設等と同じく国へ重大事故を報告する仕組みが重要である。重大事故の実態や要因の把握・分析のため、報告された重大事故に関する情報は集約・データベース化されることが必要である」と提言されていることも踏まえ、事故防止や再発防止策を推進し、よりこどもの安全確保の取組を進めていく観点から、今後、教育・保育施設等と同様に、国に重大事故を報告する仕組み及び事故情報を集約し公表する仕組みの構築について検討していくこととしています。

これらの仕組みについては、検討が進み次第、追ってお示しすることとしておりますが、基本的には、教育・保育施設等と同様の仕組み（※2）の導入を検討していくこととしておりますので、仕組みの導入に向けての準備の観点から、今後、国が重大事故の報告を求めるに当たっての様式のイメージとして、教育・保育施設等における重大事故の国への報告様式（別紙2）をお示しします。

（※1）下記の3府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（※2）教育・保育施設等（※）においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第39号）等に基づき、教育・保育施設等で重大事故（①死亡事故、②意識不明事故、③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故）が発生した場合、市町村・都道府県を通じて、国への報告が必要とされており、国において集約した事故情報は、「教育・保育施設等における事故情報データベース」として、こども家庭庁 Web サイトで公表している。

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>

(※) 以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・幼稚園 ・認可保育所
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業（認可）
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
- ・認可外の居宅訪問型保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・一時預かり事業

(別添資料)

別紙 1 「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」

別紙 2 教育・保育施設等における重大事故の国への報告様式

(参考)

URL: [「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」報告書](#)

記

1. 安全計画の策定等について

- 指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）は、障害児の安全の確保を図るため、指定基準（※）において、
 - ・ 事業所等の設備の安全点検、職員や障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（以下単に「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること
 - ・ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的実施すること
 - ・ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこととされている（令和6年4月1日から義務化）。

(※) 下記の2府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

- 安全計画の具体的な内容としては、
 - ・ 事業所等の設備（備品、遊具、防火設備、避難経路等）や、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含めた事業所等内の安全点検
 - ・ 通常の支援の場面、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事等）における役割分担や留意点を明確にしたマニュアルの策定・共有
 - ・ こどもに対する安全対策の周知（事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）
 - ・ 保護者に対する説明・情報共有（安全計画や安全に関する取組の説明・共有等）
 - ・ 職員の研修・訓練（地震・火災・地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練、救急対応の実技講習、不審者の侵入を想定した実践的な訓練、事故予防に関する研修の受講等）
 - ・ 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・対策や職員間での共有等）
 - ・ その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者・関係機関と連携した取組、登降園システムを活用した安全管理等）
- などが挙げられる。

（安全計画）

- 事業所等においては、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、地方自治体から発出されている事務連絡等も参考にしながら、各年度において、当該年度が始まる前に、安全計画を定めることが求められている。
- 安全計画の策定に当たっては、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を参考にするとともに、安全計画の記載例については、ガイドラインを参考にすること。

【参考：安全計画の作成の例 ガイドライン p 37～40】

（安全点検）

- 事業所等の設備等の安全点検については、安全計画やマニュアルの策定時のみならず、少なくとも毎学期1回（年3回）以上の頻度で定期的に点検を行うことが重要である。安全点検の際には、事前に、活動や事業所等の状況に応じたチェックリストを活用し、一人ではなく複数名で点検することが望ましい。
- 安全点検の結果、危険箇所が見つかった場合には、すぐに対策について話し合い、改善策を講じるとともに、日頃から、事業所等や活動の中で、安全が確保されるよう環境整備を進めることも必要である。

【参考：安全管理のチェックリストの例 ガイドライン p 41、42】

（マニュアル策定・共有）

- 活動や事業所等の状況に応じ、リスクが高い場面（例：午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事や事故等）など、各場面に応じた、役割分担や留意点を明確にした安全管理に関するマニュアルを作成し、職員に周知徹底するとともに、対応が必要な際にすぐに確認できるよう、目に留まる場所に掲示しておくことが必要である。
- 定期的な見直しとあわせて、緊急時に職員が適切に対応できるよう、平時からマニュアルの内容の確認や実践につながる訓練等の実施を行うことも必要である。

【参考：緊急時の対応・体制の確認 ガイドライン p 34】

【参考：災害時対応マニュアルの例 ガイドライン p 47、48】

（こどもに対する安全対策の周知）

- こどもの特性や発達に応じた方法により、こども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝えることが重要である。

【参考：こどもに対する安全対策の周知 ガイドライン p 7】

（保護者に対する説明・情報共有）

- 事業所等内や活動における事故のリスクや、事故発生時の対応を含む事業所等の安全管理について、契約時等に保護者に説明しておくことが重要である。

【参考：保護者への説明・共有 ガイドライン p 7、8】

（職員の研修・訓練）

- 安全計画やマニュアルを体得できるよう、例えば、読み合わせをする、指差し確認をする、ロールプレイング等の実践的な研修や訓練を行うなどといった取組が重要である。その際、状況に応じた対応ができるよう、例えば、災害に関する避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して具体的に行うことや、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の使用）や送迎時の安全等についても実技講習を行うことなど、実践的な研修・訓練を行うことが重要である。
- 地方自治体が行う研修や訓練（オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画も含む。）については、常勤・非常勤にかかわらず、事業所等の全職員が受講することが重要である。

【参考：全従業員を対象とした実践的な訓練や研修の実施 ガイドライン p 6、7】

（地域住民や地域の関係者・関係機関との連携）

- 事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める必要がある。行方不明時の捜索、災害時の協力等、地域の人など職員以外の力を借り、こどもの安全を守る必要が生じる場合もあることから、事故

発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、日頃から顔の見える関係づくりを進め、緊急時の協力・援助の依頼についても検討しておくことが重要である。

【参考：地域や関係機関等との連携 ガイドライン p 8】

(安全管理に関する組織的体制)

- 事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、事業所等の管理者等によるリーダーシップの下、組織的に対応できる体制（例：安全管理委員会の設置や責任者・担当者の配置等）を進めることが重要である。

【参考：安全管理に関する組織的な体制、安全管理委員会の設置
ガイドライン p 5、6】

2. 日々の支援における事故防止の取組について

- 「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」報告書においては、発生する事故について、サービスごとに、以下のような傾向がみられたと報告されている。

【児童発達支援センターや児童発達支援事業所】

重篤な事故は、食事時の誤嚥や窒息、自らの転倒・衝突、遊具・窓等からの転落・落下、アナフィラキシー・アレルギー等により発生している。また、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、他児からの危害、玩具・遊戯施設・設備の安全上の不備等で、事故が起りやすい状況にある。

【放課後等デイサービス事業所】

重篤な事故は、行方不明・見失い中（溺水等）、食事時の誤嚥や窒息、遊具・窓等からの転落・落下、医療的ケアに関すること、病気（てんかん発作等を含む。）、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、交通事故等により発生している。

【障害児入所施設】

全体に事故の発生率が高くなっており、生活全般で幅広い安全対策を行う必要がある。

- また、支援の時間が長くなることや、集団支援を行う場合には、より事故が起りやすい傾向があったことも報告されている。

(場面ごとの注意点)

- まずは、事業所等の活動内容や1日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、それぞれの場面に、どのような危険があるかなどについて、事業所内で話し合い、全職員で共通認識を図ることが重要である。
- その上で、午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時など、活動の場所や内容を踏まえ、活動の場面に応じて、事故の発生防止に取り組む

ことが重要である（※）。

（※）活動場面と事故の発生防止の取組例

活動場面	事故の発生防止の取組例
睡眠	仰向け寝、口の中の異物の有無の確認 定期的なこどもの呼吸・体位・睡眠状態の確認
食事	こどもの咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況、アレルギー等の情報の職員間の共有等
プール・水遊び	監視者とプール指導者を分けて配置、色のはっきりした帽子等の装着等
送迎時	チェックシートの運転手席への備え付け、目視、点呼、乗降車確認、記録等
散歩・外遊び	手をつなぐ等の配慮、常時の人数確認、飛び出しの危険があるこどもの場合は必要に応じて一対一対応、先頭と最後に職員を配置等

【参考：事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点
ガイドライン p 9～30】

（障害の特性に応じた留意事項）

- それぞれのこどもの障害特性、発達、興味関心等を理解することは、危険の予測や事故の防止につながる。そのため、こどもの障害特性や発達の段階等の理解を深め、こどもに関わる全ての職員で漏れなく共有し、支援に当たることが必要である。

【参考：障害の特性に応じて留意する事項 ガイドライン p 32、33】

3. 事故発生時の地方自治体への報告について

- 事業所等は、指定基準において、支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、
 - ・ 障害児通所支援事業所の場合は、都道府県、市町村、当該こどもの家族等に、
 - ・ 障害児入所施設等の場合は、都道府県、当該こどもの家族等に、連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。
- 事業所等は、事故発生に適切に対応できるよう、
 - ・ 障害児通所支援事業所の場合は、指定権者である都道府県並びに支給決定の実施主体である市町村及び当該事業所の所在する市町村が、
 - ・ 障害児入所施設等の場合は、指定権者及び支給決定の実施主体である都道府県が、

どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。

- また、事業所等は、当該事故が消費者事故等（※）に該当する場合は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、消費者庁に対し通知しなければならないこととされており、詳細は、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照すること。

（※）消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、消費者の生命・身体に被害を与えるものと財産に影響を与えるものがある。

【参考資料】消費者庁「消費者事故との通知の運用マニュアル」（平成 21 年 10 月 28 日制定）

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

4. 事故発生後の対応について

（1）事業所等の対応

- 事業所等は、事故が発生した場合は、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、これまでの取組について改善すべき点を検討し、事故の再発防止の取組を進めることが求められる。
- 具体的には、事故後の検証を踏まえ、
 - ・ 既に発生した事故が防げるものだったのか
 - ・ 今後、類似の事故の発生を防止するためには何をすべきかという視点で、具体的に再発防止策の検討を行うことが必要である。
- 策定した再発防止策については、事業所等の安全点検の実施箇所や安全管理のマニュアル等に確実に反映させるとともに、従業員間での共有を図り、その後の取組状況に応じて、随時見直しを図ることが必要である。
- 事業所等においては、死亡事故等の重大事故はもとより、それ以外の事故（地方自治体で検証を行わない重大事故や重大事故以外の事故）であっても、自ら事故後の検証を行い、事故の再発防止の取組を進めることが重要である。
- また、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析も、重大事故の発生を防止する上で非常に有効である。ヒヤリ・ハット事例を報告する組織内の仕組み（報告手順や様式等）を整えるとともに、報告しやすい雰囲気づくりや、定期的な

職員会議等におけるヒヤリ・ハット事例や安全対策についての共有等も重要である。

【参考：ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の重要性 ガイドライン p 5】

(2) 地方自治体の対応

- 事故の報告を受けた都道府県や市町村は、死亡事故等の重大事故が発生した場合は、情報収集や事業所等の安全確保の指導等を行うことが必要である。
- 死亡事故等の重大事故の場合は、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、事業所等に対し、再発防止策の検討を求め、事業所等から報告を受けながら、重大事故の再発防止の取組を進めることが求められる。

以上

事務連絡
令和6年8月9日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の
優先考慮の手引き」について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁の発足と同時に施行されたこども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準（※）において、障害児通所支援事業所や障害児入所施設（以下「事業所等」という。）に対し、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を進めていただくこととしたところです。

具体的には、事業所等は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者を参加させたり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、こどもや保護者の意見を聴くことが求められています。

また、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究」においては、「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する子どもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」（以下「手引き案」という。）が作成されています。

こうした動きも踏まえ、今般、事業所等における日々の支援の場面において、こどもの意思を尊重し、こどもの意見を聴き、最善の利益を優先考慮した取組がより一層図られるよう、手引き案の内容を踏まえ、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・

最善の利益の優先考慮の手引き」(別添)を作成しました。

各事業所等において、こどもの意思を尊重し、最善の利益を優先考慮した取組を進めるに当たって参考としていただくよう、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所等に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本手引きは、事業所等に限らず、保育所や医療機関など、障害のあるこどもの支援に当たる関係機関・関係者においてもご活用いただける内容となっておりますので、適宜、必要な関係機関・関係者にも周知いただくようお願いいたします。

(※) 下記の3府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)

(別添資料)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(参考)

「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書」(厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113514.pdf>

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(令和6年8月)

目次

1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方	2
2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組.....	3
3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方	3
(1) こどもの育ちについての理解.....	5
(2) 信頼関係の構築.....	5
(3) 豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）	8
(4) 意思表出支援.....	10
(5) 意見形成支援.....	12
(6) 意見表明支援.....	13
(7) 意見実現支援.....	13
4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点 ...	14
(1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上.....	14
(2) 職員の知識・技術等の向上.....	14
(3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備	14
(4) こどもに対する権利擁護に関する説明等	15
(5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用.....	15
(6) 関係機関・関係者との連携.....	15
(7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画.....	16
(8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化	16

1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するため1989年に定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約である。18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。子どもの権利条約は、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つを原則としている。また第12条第1項では、「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と規定されている。

令和5年4月、こども家庭庁が発足し、あわせて、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行された。こども基本法では、基本理念として、子どもの権利条約の4原則にもあるように、①差別的取扱いを受けることがないようにすること、②福祉に関する権利が等しく保障されること、③自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、④意見の尊重・最善の利益の優先考慮等、こどもの権利擁護に関することが明記された。

また、こども基本法では、こども施策をしっかりと進めていくため、こども施策の基本的な方針となる「こども大綱」を策定することが定められた。こども大綱により、すべてのこども・若者が、身体も心も元気に、周りの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を目指していくこととなった。

令和4年に改正・令和6年4月に施行された改正児童福祉法（以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、社会的養護の下にあるこどもの権利擁護に係る取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置づけ、都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うことが規定された。また、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ、都道府県はその体制整備に努めることとされた。さらに、これらの取組を進めるに当たって、令和5年12月に「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（以下「スタートアップマニュアル」という。）が策定されており、こどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示されているところである。

障害児支援の分野においても、令和6年4月から、障害児通所支援事業や障害児入所施設の運営基準において、事業所・施設に対し、こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を求めている。障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多いことから、スタートアップマニュアルに加え、障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を作成した。

また、障害のあるこどもの支援に当たっては、保護者の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいことも想定される。保護者の意見や意向を丁寧に把握し、尊重することは非常に重要であるが、権利の主体はあくまでこどもであることを十分に理解し、こどもに寄り添い、こどもの意思をくみ取り、こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益の実現を目的として支援していくことが必要である。

こどもの支援に関わる事業所・施設の職員は、このことを十分に理解し、こどもの権利擁護に関する学びを続けていくことが必要である。

各事業所・施設において、障害のあるこどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益を優先考慮した支援の提供がより一層図られるよう、本手引きを参考に、取組を進めていただきたい。

2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供が求められている。

具体的には、事業所・施設は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くことが考えられる。

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

事業所・施設の職員が、これらの取組を含め、日々の支援を行うに当たっては、3. 以降に記載する様々な留意点や取組例を参考に、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けて実践していくことが必要である。

3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」―「意思形成支援」―「意思表出支援」―「意見形成支援」―「意見表明支援」―「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、個別にコミュニケーションをとっていくことが想定される。

障害のあるこどもにおいては、必ずしも言語的なコミュニケーションが可能ではないことや、様々な事情で余暇や文化的活動の経験が限られてきた場合がある。また、こどもによっては、これまでの育ちの中で主体性が育っておらず、意思の表出に関わる意欲が委縮している場合等もある。

支援に当たる事業所・施設の職員は、こうした場合があることにも留意しながら、まずはこどもの育ちについて理解した上で、こどもとの信頼関係を構築し、愛着を土台として、安全・安心な環境の中でこどもの自己肯定感を育てていくことが重要である。

また、こどもが、遊びや豊かな活動等を通じて様々な経験を積み重ねながら、自分が権利の主体であることを理解するとともに、様々な選択肢があることを学ぶことや、自分で選択する経験を増やしていくことが土台となることを認識して「意思形成支援」をしていくことが重要である。

その上で、日常の遊びや活動、生活場面の中で、こどもが表出したことに応答し、こどもが受け止められたと実感し、また表出したいと思えるようなコミュニケーションの繰り返しの中で、こどもの自己肯定感を育てていくことが重要である。それぞれのこどもの独自の意思表示の方法を理解し、育まれた意思が、言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫し、「意思表出支援」をしていくと同時に、様々な経験を通して「意見形成支援」を積み重ねていくことが大切である。

さらに、こどもの形成された意見を言語化し、こどもにその内容を必ず確認した上で、こどもが思っていることを他の人にも伝わるように言語化・通訳し伝えていくことなどによって「意見表明支援」を行っていくとともに、こどもが表明した意見を反映していくよう「意見実現支援」に努め、こどもが自ら判断し行動することを支えていくことが重要である。

この際、年齢や発達の特徴等により、言葉による意思の表出が困難であるこどもに対しては、手話やトーキングエイド、文字盤や絵カードなどの様々なコミュニケーションツールの活用など適切な合理的配慮の実施により、意思表出を支援していくことが重要である。また、意見を言えないと決めつけるのではなく、こどもとともに時間を過ごしている事業所・施設の職員が、こどもとの間で信頼関係を構築する過程で、こどもの生活スタイルや選好等を理解し、それらをもとにそのこどもの意思を推察することや、言葉のみならず、その態様や行動変化など客観的な状況をくみ取ることにより意見形成や意見表明を支援していくことが重要である。

また、こどもが表明する意見と職員がそのこどもの最善の利益と考えることに相違が生じる場合、将来も見据えたこどもの最善の利益を考え、こどもの意見や希望を実現できないこともある。そのような場面においては、こどもの意見を否定せず、意見を受容し傾聴することが重要であり、事業所・施設の各職員が役割分担を行い対応することや、事業所・施設の職員以外の意見表明等支援員¹(※)を活用することも考えられる。

障害のあるこどもの中には表現することが難しいこどももいる。また、表現をしていても本人の意図とは違う言葉遣いになってしまうこどももいる。そのため、その都度こどもに意思を確認することが必要である。その際、大人主導の誘導的な関わりになりやすいことを職員が意識した上で、こどもに確認を行っていくことが重要である。

これらの「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。

上述した流れを下図に示すとともに、これらの取組の実施に当たっての基本的な考え方や方法等について、以下（１）から（８）までに示す。

¹ 独立性を担保するとされており、あくまでもこども主導で、こども側だけに立って、その真のニーズが達成できるようにこどもをエンパワメントしていく役割を担う。



(1) こどもの育ちについての理解

乳幼児期に必要な支援は、大人とこどもの安定した愛着関係の構築である。大人との安定した愛着関係が構築されることで、人への期待や信頼感が育ち、こどもが自分の存在を肯定し、他者との適切な関係を形成するための基礎となる。

そのため、こどもの思いや要求を受け止め、こどもの状態や経緯を捉えてこどもの気持ちに寄り添い、共感し、また時には励ますなど、こどもと受容的・応答的に関わることで、こどもは安心感や信頼感を得て、甘えたいときに甘えられる、嫌なときは嫌と言える、怒りたいときは怒ることができる等の自己主張ができるようになっていく。

その上で、こども自身がより多くの体験・経験を積み、自分らしく生活できるよう、こどもが自分でできそうなことに取り組み、成功体験を増やすことも重要である。大人に支えられながら「自分でできた」という経験を積み重ねることで、達成感につながり、もっと色々なことをしたいというこどもの意欲を引き出し、ひいては自分に自信が持てるようになり人生を前向きに進んでいけるようになる。

また、年齢や発達の段階に応じて、こどもが自ら判断し行動することを保障することも重要であり、その際、大人は、こどもの力を信じて見守るという姿勢で、こどもの主体的な活動を大切にすることが重要である。つまずきや失敗の体験も経ながら、自己決定・自己責任の経験を重ねて大人になっていく。

こうした経験を積み重ねることで、こども自身が自らをエンパワメントし、本来の自分の力を発揮していこうとする力を引き出していくことが重要である。

(2) 信頼関係の構築

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の前提として、支援を行う事業所・施設の職員等とこども本人に十分な信頼関係が構築できていることが重要である。

職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、こどもが安心できる人間関係を形成するように努める必要がある。

こどもとの信頼関係を構築していくに当たっては、まずは何よりも「傾聴」することが重要である。

「傾聴」するに当たっては、こどもの存在そのものを認め、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、こどもを理解する必要がある。一見表出が非常に乏しいこどもであっても、こども一人一人の成育環境、性格、心身の状況、成長・発達の状況、特性等を踏まえ、そのこどもの感情や意思の表出方法に合わせ、こどもの表出することを傾聴する。たとえ、耳をふさぎたくなるような話であっても、職員はそのこどもの心情に想いを馳せながら傾聴し、一見実現不可能と考えられる意見でも「そう考えているんだ」といった受容の姿勢が必要である。

こどもの意見や気持ちを傾聴する際、職員は、こどもが安心して自分のペースで本音を話せるように、安全な場所を選定して、こどもから表出される意見を丁寧に確認しながら、こどもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるようにじっくりと傾聴する姿勢が大切である。

こどもが表明した内容を理解できない場合、職員は、聴き返すことはもとより、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図る等の創意工夫が求められる。そのこどもに一番適したコミュニケーション方法を見つけ、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようとするのが重要になる。

「今日はどんな遊びをして楽しむか」など、小さなことであっても、こどもの思いや意見を丁寧に傾聴しながらこどもの意思表示や自己決定を促し続けること、そしてこどもが成功体験などを積み重ねることを通して、自己肯定感や自尊感情、自己効力感や自己責任感などを形成しながら自己実現を図っていくよう、取り組んでいくことが求められる。

以下、こどもとの信頼関係の構築に関する取組例を示す。

ア. こどもと信頼関係を築くコミュニケーション

- ・ 親しみをもって日常の挨拶を交わす。
- ・ こどもと視線を合わせて、表情を読み取りながらコミュニケーションをとる。
- ・ 何気ない会話や、眼差しなどの非言語コミュニケーションを通して「大切な存在である」というメッセージを伝え続ける。
- ・ 遊びを通して信頼関係が構築されることや、こどもが身体や表情を用いて意思を表出することにつながることを理解し、こどもと一緒に遊びを楽しむ。
- ・ 握手をする、肩に手をかけるなど、こどもの状態や年齢に応じたスキンシップをする。
- ・ 職員からの働きかけに応答してくれたら、喜んだり、感謝の気持ちを表現したりする。
- ・ こどもの困りごとについて、適切な援助を行い、一緒に問題の解決を図る。
- ・ 対人コミュニケーションの楽しさを感じられるよう、こどもの発言に同意したり、笑いやユーモアを交えながら笑顔で明るく関わったりするなど、肯定的な関わりを心がける。
- ・ 小さな訴えでもしっかり聞く姿勢を持つなど、こどもと向き合う・寄り添う姿勢や意思を表情と言動・行動で伝えていく。
- ・ こども自身が大変な状況にある時、辛い時などは周囲に助けを求めてよいことや、その場合どのように助けを求めればよいかを教える。
- ・ こどもの欲求、思いや願いを敏感に察知し、その時々々の状況やこれまでの経緯を捉えながら、

時にはあるがままを温かく受け止め、共感し、また時には励ますなど、子どもと受容的・応答的に関わる。

- ・ 職員が子どもとの活動や生活を楽しむ。
- ・ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- ・ 子どもが意見を表明しても受け止められないと、「言っても仕方がない」となり、意見を表明すること自体を諦めてしまう可能性があるため、どんな些細なことでも、子どもが表明したものを可能な範囲で実現できるよう支援する。

イ. 生活の中における意識

- ・ いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、子どもが心身の疲れを癒すことができるようにする。
- ・ 一日の生活全体の流れを見通し、発散・集中・リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図る。
- ・ 可能であれば、一人の子どもに特定・少数の職員が関わる体制とすることや、事業所・施設の職員による子どもの受け持ち制にすること等により、それぞれの子どもが「自分のことをしっかり気にかけてもらっている」という安心感を得られたり、職員との信頼関係を形成しやすくしたりする。
- ・ 子ども一人一人の居場所が確保されている。
- ・ 生活する場所が脅かされない安全な場であることを、子どもが意識できるようにする。

ウ. 遊びの工夫

- ・ 子どもの気持ちは、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにする。
- ・ 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くことができるよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行う。
- ・ 子どもが遊びの中で満足感や達成感を得られ、時には疑問や葛藤を感じ、さらに自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度の源となるよう、子どもの年齢や発達段階に応じて、子どもが夢中になって楽しむことができる遊びを提供する。
- ・ 子どものリズムやペースに合わせたレクリエーションや運動を行うとともに子どもの年齢や発達の段階に応じた図書や玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
- ・ 遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを職員との十分な交流を交えて提供する。

エ. おやつや食事場面における工夫

- ・ おやつや食事場面を通して、子どもが居場所や親密感を感じられるようにするため、楽しんでおやつや食事ができるよう心がける。
- ・ 一人一人の子どもが食べやすい環境や食べ方、食器等に配慮するとともに、子どもの嗜好に合わせ、食器を選んで購入する、リクエストされたメニューを準備する等、子どもの希望に沿うよう心がける。

- ・ 準備や片付け等、一人一人のこどもに合った役割を準備し、その役割を果たした際には、感謝の言葉を伝える。

オ. 環境の整備

- ・ 活動スペースや居室をはじめ、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、こどもを取り巻く環境を綺麗に保つとともに、綺麗で適切な環境を常に維持するために、軽度の修繕は迅速に行う。
- ・ 壁にこどもの作品や写真、賞状を飾ることで、こどもが「自分が大切にされている」と感じるようにする。

カ. こどもの自己領域と所有物の確保（主に障害児入所施設）

- ・ でき得る限り他のこどもとの共有の物をなくし、個人所有とし、こどもが「自分の所有物」という認識や喜びを得られるようにする。
- ・ 食器や日用品など、一人一人のこどもの好みに応じて個々に提供する。
- ・ 個人の所有物について記名する場合は、こどもの年齢や意向に配慮する。
- ・ 個人の所有物が保管できるよう、個々にロッカーやタンス等を整備する。
- ・ こどものパーソナルスペースには、こどもの意向が反映されるようにする。

（3）豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）

こどもが、多くの経験をすることで選択肢を拡げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備することが重要である。

また、障害のあるこどもは、障害の特性等により、自分の気持ちを表現することが難しい場合も多いことから、大人側の想いに基づく機会を一方向的に提供してしまうことがあるため、こども時代に自分で選ぶ機会を失いやすい。このため、こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出し、こどもが選ぶ機会に参画できるよう働きかけていくことが重要である。

こどもがより多くの体験をすることができるよう、まずは、「この支援者とだったらやってみたい」というようなこどもの安心感と信頼感を育み、様々な体験の機会を準備することが重要である。そして、こどもが参加したい体験を自ら選び、支援者と一緒に参加し、肯定的な体験を積み重ねていくことで、こども自身が「自分で選び、自分で決めた」と思えるような機会を設定し、やり遂げることにより自己を肯定できるよう、支援を行うことが重要である。その際、こどもが選ぼうとする、チャレンジしようとする体験に関する情報を、そのこどもの年齢や発達の段階、障害の特性等に応じて、こどもにわかりやすく伝えることが大切である。

具体的には、以下のような働きかけや支援が考えられる。

ア. 活動場面における配慮事項や選ぶ機会の提供

- ・ こどもの意向や発達の段階に合わせた活動や、個別・集団での活動を織り交ぜた活動を準備し、自発的に活動ができるように支援する。

- ・ つまずきや失敗の体験を大切に、こどもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成しながら、自己実現を図ることができるよう支援する。
- ・ こども一人一人に役割を与え、活動の中で成功体験などを積み重ね、責任感を形成しながら活躍できるよう支援する。
- ・ 障害種別や特性により、歩行や移動など活動に参加するに当たって必要となる用具や支援内容が大きく異なることを前提に、用具や支援内容が本人の状況や意向に合うものとなるよう配慮する。
- ・ 苦手な音や他者の動き等の刺激を考慮し、利用する交通機関や座る位置等に配慮する。また、こどもの特性に応じ、公共の場でこどもが困らないよう必要な用具を検討し使用する。
- ・ こどもが様々な活動を選択して取り組む経験を積んでいくために、こどもの希望に応じた活動や多彩な活動を用意するとともに、こどもがリラックスした雰囲気の中で自ら選択した活動を行うことができるよう活動環境を工夫する。
- ・ 行事などの企画・運営にこどもが主体的に関わり、こどもの意見を反映しながら、こどもと一緒に行事を作り上げていく。
- ・ 行事の開催に当たっては、行事当日だけでなく、事前の準備や行事後の振り返りをこどもと一緒に行うとともに、行事の後には、写真と一緒に見ること等を通じて、思い出が残るような工夫をする。
- ・ 創作活動では、表現する喜びを体験できるようにするとともに、日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持つことができるようにするなど、豊かな感性を養えるよう支援する。
- ・ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、いろいろな感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなどの環境を整える。
- ・ 公共交通機関の活用や公共の場での活動など、施設外の活動も実施する。

イ. 生活場面における配慮事項や選ぶ機会の提供（主に障害児入所施設）

- ・ 日課を含めた生活全般について、こどもの意思を尊重するとともに、日常的にこどもと話し合う機会を設け、生活改善に向けての取組を行う。
- ・ こども自身が自分の生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内のこども会、ミーティング等）を行うことができよう支援する。
- ・ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりできるような環境を整備する。
- ・ こどもが好みに応じて衣服やシャンプー、タオル等を選び、購入することができるよう配慮する。
- ・ 季節や生活場面に応じた衣服の選択や整理、衣替えを含む保管等ができるよう支援する。

(4) 意思表出支援

「意思表出支援」は、形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫した支援を行うことである。「意思表出支援」に当たっては、支援者が、こどもが日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取ることが重要である。

傾聴やその他の関わりで得たこどもとの信頼関係と、心理的・物理的に安全な環境を前提とし、こどもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、こどもを理解するように努めることが必要である。

障害のあるこどもについては、こどもの障害の特性や発達段階等をよく理解し、職員間で共有したうえで、こどもが発する日々の小さなサインから心身の些細な変化まで気付けるよう、一人一人のこどもの意思の表出を理解する必要がある。また、こども一人一人に合わせた環境の配慮も必要である。

<こどもの日々の小さなサインや心身の些細な変化の例>

- 好きな音楽が流れると親指の先がぴくぴく動く。
- 声がすると、目で声のする方を追っている。
- オムライスを食べるときは進みが早く、カレーライスを食べるときは進みが遅い。
- 大きな音がする部屋には入りたがらない。
- 散歩している時、犬が見えたら、口元や目元が緩んだ。
- 表情は変わらなかったが、クリスマスツリーの電飾の方に顔を向けており、電飾が消えると顔を別の方に向けていた。

こうした、こどもの目の動き、開き方、口元の緩み、声の出し方（声音、声質）、繰り返す、何度も要求する、泣く、その場から離れる、ずっと居続ける、自ら見に行く、触りに行くといった細やかな変化や行動を捉え、事業所・施設の職員は、以下のような方法により、こどもの考えや思いを汲み取ることが求められる。

<こどもの考えや思いを汲み取る方法の例>

- 声の調子や雰囲気、行動などのわずかな違いから、こどもの気持ちを探る。
- 言葉を発することができないこどもの健康状態や精神状態を常に意識しながら支援に当たる。
- 指先、呼吸の速度、力のゆるみ等、わずかな動きであっても表現として汲み取り、こどもの感情を推測する。
- 表情や目の輝き、雰囲気から、こどもの喜怒哀楽の感情を推測する。
- 「絵カード」「写真」「現物」「言葉で表示」「指さし」等の様々な手段を用意し、こどもが自分で意見の表出ができるよう工夫を行う。
- 複数・多職種の職員間で、一つ一つの場面におけるこどもの表現や言葉を共有し、こどもの表現や言葉の真意を推測し、考えや思いを汲み取る意思を推測。

また、事業所・施設の職員は、こどもの障害特性や状態に合わせ、配慮や工夫をしながら、こどもの意思表出を支援していくことが求められる。以下に、こどもの障害特性や状態に応じた配慮事項を示しているが、これらはあくまでも一例であり、障害の種類は同じであっても、その程度や必要とする配慮・ニーズは一人一人異なるため、柔軟に対応していくことが重要である。

<障害特性に応じた配慮事項>

- 知的障害のある子どもに対しては、非言語的な「絵カード」や身振り手振りといった「サイン」等で子どもが意思を表出できるよう配慮する。具体的には、子どもに何かを伝える場合は、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、「絵カード」や「サイン」のほか、模倣をするなどして伝える。言葉で伝えるときは、具体的に一つずつ伝える。また、「絵カード」や「サイン」については、子どもが安心してリラックスしている場面で、遊びながら、身に付けられる機会を設けることが望ましい。
- 発達障害のある子どもに対しては、予定等の見通しを分かりやすく伝えることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境をつくる必要がある。見通しを持つためには、一つずつ伝えたり、1番目・2番目というように順番に伝えたりするよう心がける。また、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、メモ等を用いて常に確認できる形で伝えたりするよう配慮する。気になる予定や視覚や聴覚等の感覚から入る情報がある場面は避け、話していることに集中できる場を準備する。
- 視覚障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。仕草、ジェスチャー、点字等、子どものコミュニケーション手段に合わせて配慮する。
- 聴覚障害のある子どもに対しては、視覚的な情報や保有する聴覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。サイン、ジェスチャー、手話等、子どものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。
- 精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫する必要がある。子どもにとって信頼できる職員と一緒に活動しながら、少しずつ場に慣れていったり、人間関係を広げていったりする等の配慮が必要である。少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することや、事前に一緒に練習すること等の配慮も必要である。
- 病弱・身体虚弱の子どもや医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害のある子どもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、適宜休息等を取り入れるなど、子どもの心身に負担がないような配慮が必要である。
- 重症心身障害のある子どもに対しては、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取るよう努める必要がある。音声のほか、目の動きや表情、筋緊張の状態変化など、かすかな表出となる場合が多く見られることから、生理的指標（酸素飽和度・心拍数・血圧・体温・脳波・筋電図など）を利用してその子どもの意思を捉えたり、視線入力意思伝達装置やバイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊び等を通じて表出されるサインを読み取ったりするなど、様々な工夫により子どもの意思を汲み取ることが重要である。
- 複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

<トラウマを受けた子どもに対する配慮事項>

- トラウマを受けた子どもに対しては、強いストレス経験や衝動的な経験をしてきたことにより、生じているかもしれない不穏状態や不安・緊張状態に注意を向け、子どもにとって安全・安心な環境を整える必要がある。

○ こどもの目の前の言動は、そのこどもが出さざるを得ない言動であり、こどもの言動の背景にある考えや気持ちを理解する必要があるが、簡単なことではないため、職員間や外部の専門家を招いてケースカンファレンス等を開き、チームでこどもの状態像の検討や理解を進めるように心がけるなどの仕組みが必要である。職員は、こどもを理解し、支援技術を身に付けるとともに、こどもとの肯定的な関わりや、こどもの長所を褒めるなどストレングスの視点でのコミュニケーションを心がけることが重要である。

事業所・施設において大事なことは、こどもが意思を表出しやすい場づくりや雰囲気づくりである。日常的なコミュニケーションの中で、聴かれる権利を保障したコミュニケーションが取られていることや、当たり前前に聴かれる状況をいかに作っていくかが、意見形成や意見表出につながっていく。

こどもが意思を表出し、表出した意思が受け止められたと実感し、また表出したいと思うことを繰り返していくことが重要であり、これがこどもの自己肯定感を育てていくことにもつながっていくものである。

一見反応が乏しいと思われるこどもであっても、こうした取組や支援を通じて、周囲からの働きかけを受け止め、意識し、感じ、意思の表出につながっていく可能性があることから、日々の支援の場面において、こどもの小さなサインや心身の些細な変化を見落とさず、こどもと関わっていくことが重要である。

(5) 意見形成支援

こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが「意見形成支援」である。表明したい気持ちの言語化を苦手としているこどもは少なくないことから、こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする必要がある。

その際は、こどもと普段の生活を共にしたり、一緒に遊んだりするなどの方法により、こどもが自分の関心や好き嫌いを自由に表現できる関係性を構築すること等を通し、意見形成を支援することが重要である。

<意見形成支援の例>

- こどもが悩みごとや話したいことがあった際に気軽に話せるように「話を聞いてくださいカード」の設置を行う。
- こどもたちが司会進行や書記を務めるこども会議を定期的で開催し、活動計画（やりたいこと・食べたい物・行きたい場所）を話し合うなどの取組を実施する。
- 発語はあるものの、自分の気持ちを言葉にすることに抵抗感があるこどもに対して、「意思表示カード」を用意し、カードを見せれば伝えられるように支援する。
- 言語によるコミュニケーションが苦手なこどもに対しては、SNS やアプリを使い、文字によるコミュニケーションを行う。
- 「写真」や「絵カード」をこどもの目線に合わせて、手の届きやすいところに掲示し、「〇〇がやりた

い」という要求をこどもから訴えられるよう環境設定を行う。

- 発語がないこどもや、「自分の気持ちを察してほしい」と待ちの姿勢が強いこどもに対しては、「絵カード」や「写真」をこどもの手の届きやすいところに用意し、「〇〇がやりたい」という要求を伝えられるよう工夫する。

(6) 意見表明支援

「意見表明支援」は、「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援するものである。また、意見を表明したいものの、言語的な表出をすることが困難なこどもについては、事業所・施設の職員が、こどもの求めに応じて、その内容をこどもに確認した上で、その意見を代弁することも必要である。

〈意見表明支援の例〉

- 特別支援学校への進学を進められていたこどもが、本心では、普通校に進学した後、専門学校に進学したいと考えており、その旨を里親と放課後等デイサービスの職員には伝えることができた。その後、里親と放課後等デイサービス職員が、そのこどもの意見を学校教員に伝え、希望通りに普通校に進学することができた。

(7) 意見実現支援

こどもは、自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、「意見を表明してよかった」「また表明してみたい」という気持ちを育んでいく。

しかしながら、こどもが表明した意見（主観的な最善の利益）と、大人がこどもの将来を考慮し最善と考える対応（客観的な最善の利益）が必ずしも一致するとは限らない。こどもの発達にとって明らかに不利益だと考えられる場合には、周りの大人が抑止しなければならない。「こどもの最善の利益」という観点から、判断能力や経験が十分に備わっていないこどもの意見が必ずしも「客観的な最善の利益」とはならないケースにおいては、こどもの不利益につながらないよう大人が回避する必要がある。

こうした「こどもの最善の利益」と、こどもが自分のことを自分で決める権利をどこまで尊重するかは、こどもの意向や年齢、発達の段階や判断能力、意見の内容など様々な要素を勘案し、考えていくことが必要である。

事業所・施設の職員は、常にこどもの言動を受け止め、傾聴し、こどもの自分で自分のことを決める権利を大切にしながら、こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努めることが重要である。

4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点

(1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上

こどもの「意思形成支援」「意思表示支援」「意見形成支援」「意見表明支援」などを行うに当たっては、まずは、職員がこどもの権利擁護の意義や重要性を理解し、なぜこどもの意思形成や意思表示、意見形成や意見表明などを支援する必要があるのか、それにより何が実現されるのか等の基本的な意識を向上させることが求められる。

(2)「職員の知識・技術等の向上」とあわせ、研修等で理解を深めていくとともに、研修等の受講の動機づけや、日々の支援の場面において常にこどもの権利を意識した関わりができるようにすることをねらい、法人や事業所・施設の基本理念や運営方針への明記、こどもの権利擁護の重要性を記した掲示物の掲示、施設長やスーパーバイザー等による日頃からの権利擁護の重要性の発信等を進めることも非常に効果的である。

(2) 職員の知識・技術等の向上

職員にこどもの権利擁護を大切にしている意識があっても、これを実現するには一定の知識・技術等の向上が必要となる。

本手引きも活用して研修を実施するとともに、「意思形成支援」「意思表示支援」「意見形成支援」「意見表明支援」に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、事業所・施設内部の勉強会、実地研修（OJT）や外部研修の受講等、具体的な研修計画を立て、これに基づき取組を進めていくことも重要である。こうした取組は、事業所・施設全体の権利擁護の意識醸成や支援力の向上にも効果的である。

こうした研修や学習機会の提供が個々の事業所・施設、法人のみでは難しい場合は、市区町村や都道府県、社会福祉協議会といった公的機関が実施する研修を活用することも有用である。

(3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備

事業所・施設において、こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会議の設置等の仕組みを構築することにより、個々の職員の意識や判断に過度に依存せず、どのこどもにも一定・同様に権利擁護に関する支援を提供できるようになることが期待できる。

例えば、こどもの権利擁護に関する責任者を配置し、責任者を中心として、個々のこどもの意思の確認方法やこどもの意見の実現に向けたプロセスについて検討したり、このような権利擁護に関する事項について検討する会議を定期的で開催したりすることなどが考えられる。

また、事業所・施設は、こどもや家族からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じることが求められている。こどもの権利擁護に関する苦情についても、こどもの権利擁護に関する支援を行う職員と、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員とが協働して対応することが必要である。

(4) こどもに対する権利擁護に関する説明等

事業所・施設の職員は、こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であることや、権利擁護に関する苦情解決の手順等について、可能な限り分かりやすい方法で説明する必要がある。

(5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用

こどもの「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を進めるためには、こどものこれまでの生活環境や家族関係、人間関係や嗜好等の情報を把握しておくことが重要であり、これらの情報が本人の意向を推定する手がかりとなる。

また、こどもの日常生活における意見表明の方法や、こどもの特定の表情や行動から読み取れる意向、感情等について記録・蓄積し、本人の意向を推定する際の根拠とすることが重要である。意見形成・意見表明が難しい場合でも、「このときのエピソードには、こどもの意向を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げることは、こどもの理解と適切なアセスメントにつながり、また「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」における重要な参考資料にもなる。

また、今後の支援において役立て、よりこどもの権利擁護の取組の充実を図るため、なぜそのような「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を行ったのかについての判断の根拠や支援の結果について記録しておくことも重要である。

なお、こうした記録の際には、その意見がこども本人のものであるか、保護者のものであるかを明記しておくことが、こどもを権利の主体とした支援を行うに当たり重要である。

また、これらの記録の作成・保存や活用については、組織全体として進めることが大切である。

<記録の作成・保存・活用の例>

- アイコンタクトや視線、表情、仕草、身体の動き、行動等の感情の表出方法や、快・不快の反応や好みなど、些細なものであってもを記録として残し、会議等の場も活用し、職員間で共有する。
- 記録を作成する際は、こどもの反応だけでなく、学校行事や天候の情報もあわせて記録を行い、多角的にこどもの様子を分析できるように工夫する。
- こども本人及び保護者の承諾を得た上で、画像や動画で本人の様子を記録し、こどもの表情や様子をより正確かつ客観的に記録し、関係者間で共有する。

(6) 関係機関・関係者との連携

事業所・施設は、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して、こどもの権利擁護に関する取組を進めることが重要である。関係機関・関係者等との連携に当たっては、(2)の研修等の機会や(自立支援)協議会の場の活用などを通じて、連携の体制を構築していくことが重要である。

(7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画

事業所・施設で行われる活動や、事業所・施設の運営に関する事項は、管理者や職員が様々な要素を考慮し決めていくことが前提である。一方で、特に子どもへの支援に関することは、主体である子ども自身の意見を取り入れていくという観点や、子どもが「自分の意見が取り入れられ役に立った」という自己肯定感を得たり、意見を表明することの大切さや有意義さを体感できたりするという観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、子どもを参画させ、一緒に検討することも考えられる。

例えば、職員等で構成される会議等の場に、子どもも参加し意見を言ってもらうことや、子どもが集まって意見を言い合う会を定期的で開催し、そこで出た意見のフィードバックを職員が受けるなどといった方法が考えられる。

(8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化

こどもの権利擁護の取組を適切に進めるには、その前提として、こどもとの信頼関係の構築が極めて重要である。そして、信頼関係の構築のためには、「この職員・この大人なら信頼できる」「話を聞いてくれる」「自分の身近なところで一緒にいてくれる」という、特定の大人を中心とした継続的で安定した関係性を築くことが大きな一助になると考えられる。

上記の観点から、障害児入所施設においては、生活単位をより小規模なユニット単位としたり、本体施設とは別の建物・敷地にサテライトを設置したりすること等により、子どもと大人（職員）がより密接な関係性を構築できる環境を整え、子どもが意見や気持ちを表現しやすくなるように対応していくことが考えられる。

なお、この点は、障害児入所施設が、子どもができる限り良好な家庭的環境において支援を受けることができるよう努めなければならないとされているとともに、より家庭的な環境による支援を促進する観点から小規模グループケアやサテライト型について報酬上評価が行われていることも踏まえ、取組を進めていくことが大切である。